

付属資料

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期柏市障害福祉計画

1	計画の策定体制・策定経過	170
2	計画策定のための基礎調査等	172
3	用語説明	174

1 計画の策定体制・策定経過

(1) 策定体制

計画の策定に当たっては、障害のあるかたご本人や家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見と障害福祉をめぐる現状、さらに、今後の方向性などについて、障害福祉課内検討会議において検討し、計画の素案を作成し、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において専門的見地から審議を行い、計画策定作業を進めました。

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

氏名（敬称略）	所属	備考
川眞田 喜代子	淑徳大学教授	会長
近 藤 明 紀	千葉県立柏特別支援学校校長	副会長
金 江 清	柏市医師会会長	
小 林 正 之	北柏ナーシングケアセンター院長	
小 松 幸 子	柏市議会議員	
齊 藤 泉	柏市薬剤師会 副会長	
佐 藤 嘉 二	社会福祉法人桐友学園 理事長	
菅 井 治 子	柏市手をつなぐ育成会 副会長	
鈴 木 五 郎	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 理事	
鈴 木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 副会長	
寺 尾 直 宏	柏市中心身障害者福祉連絡協議会代表	

② 障害者健康福祉専門分科会 審議経過

	日程・場所	議事
第1回	2017年5月25日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	諮問 (1) ノーマライゼーションかしわプランの平成28年度実績報告について (2) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の策定について
第2回	2017年7月27日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	(1) 柏市障害福祉計画の平成28年度実績について (2) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の骨子案について
第3回	2017年10月5日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	(1) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の総論・重点施策及び施策体系別計画（柱1～柱4）（案）について
第4回	2017年12月21日（木） ウェルネス柏4階 研修室	(1) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（2018年度～2020年度）の素案について（柱5～柱7、重点施策4、障害福祉計画）
第5回	2018年2月22日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	答申

(3) 策定経過

	柏市 健康福祉審議会	柏市 自立支援協議会	庁内	その他
2016年度				
2016年 4月			事業実施状況調査	
5月	全体会 19日			
6月		運営会議①30日		
7月	分科会①28日	全体会①14日		
8月				アンケート調査 8/24~9/26
9月			事業実施状況調査	障害者団体ヒアリング 障害福祉サービス事業所 等ヒアリング
10月		運営会議②7日 全体会②27日		
11月	分科会②24日			
12月				
2017年度				
2017年 1月		運営会議③31日		
2月	分科会③23日	全体会③17日		
3月				作成事業委託に係る公募型 プロポーザル選定委員会
2017年度				
4月			事業実施状況調査	
5月	分科会①25日 (諮問)	運営会議①31日		
6月		全体会①28日		
7月	分科会②27日			
8月			関係課ヒアリング	
9月		運営会議②21日	事業実施状況調査 関係課掲載案確認	
10月	分科会③5日		関係課ヒアリング	
11月		運営会議③2日 全体会②16日	関係課掲載案確認	
12月	分科会④21日			パブリックコメント 12/28~1/31
2018年度				
2018年 1月				
2月	分科会⑤22日 (答申)	運営会議④6日 全体会③20日	関係課掲載案確認	
3月				

2 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

本調査は、第3期柏市障害者計画（後期計画）及び第5期柏市障害福祉計画の策定のため、障害者手帳をお持ちの方や障害関係団体等のご意見・ご要望をお聞きし、現在の市の状況やニーズを把握し、計画策定の参考とすることを目的に実施しました。

種類	対象者	人数
身体障害	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	1,164
知的障害	療育手帳所持者から無作為抽出	379
精神障害	精神障害者保健福祉手帳所持者から無作為抽出	294
難病患者	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	396
子ども	柏市こども発達センター通園者	83
	市内小・中学校特別支援学級通学者より無作為抽出	90
障害関係団体	市内障害関係団体会員に配布	680
合 計		3,086
回収数		1,526
回収率		49.5%

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害者団体ヒアリング

個別のアンケートからは見えてこない障害者の日常生活においての問題点や、当事者団体及び家族会等が抱えている課題等を把握することを目的とした調査です。

対象団体は次のとおりとなります。（実施期間：2016年9月27日（火）から29日（木））

- ・ 柏市肢体不自由児（者）を育てる会
- ・ 千葉県中途失聴者難聴者協会柏地区会
- ・ 柏市手をつなぐ育成会
- ・ 柏市視覚障害者協会
- ・ 柏市聴覚障害者協会
- ・ 柏市自閉症協会
- ・ 柏市身体障害者福祉会
- ・ 精神障害者家族会よつば会
- ・ 東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」

② 障害関係事業所等意見聴取及び委託相談支援事業所ヒアリング

当事者だけでなく、支援する側である事業所等の意見を聞き、支援者側が抱えている問題点や課題等を把握することを目的とした調査です。障害関係事業所等の意見聴取を行ったほか、その他に5つの委託相談支援事業所にもヒアリングを行いました。

(3) パブリックコメント

ノーマライゼーションかしわプランの策定に当たり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2017年12月28日から2018年1月31日（35日間）

② 実施結果

意見の提出はありませんでした。

あ行

アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスへの、アクセスのし易さ、接近可能性などの度合いを示すことば。転じて、障害のある人などの様々な閲覧環境への対応性を指す。

育成医療

身体に障害のある子どもの健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療の一種として位置づけられている。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰（たん）の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。

インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、子どもたちがともに学ぶ教育。障害のある児童生徒が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

NPO（エヌピーオー）

1998年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

か行

柏市防災福祉 K-Net

避難行動要支援者と支援者のネットワークの総称で、避難行動要支援者の登録制度を中核とする。

基幹相談支援センター

障害のある人及びそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。

機能訓練

医療的リハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。

救急医療情報キット

かかりつけ医や持病などの救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの。

グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同しながら地域社会に溶け込んで生活する形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。

ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

更生医療

身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療の一種として位置づけられている。

合理的配慮

障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

さ

児童発達支援センター

地域の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う通所施設。市町村ごとに1か所以上かつ概ね10万人に1か所以上の設置基準が設けられている。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。

重症心身障害

障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（1993年施行）。

障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障害のある人への虐待の防止、及びその養護者に対する支援等について定めている。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害のある人の雇用の促進について定めている。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。

障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者総合支援法

2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が職場への適応を図れるように支援する人、またはその制度のことを言う。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

自立支援協議会

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療・更生医療・育成医療が含まれる。

自立支援医療（精神通院）

精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、その更生のために必要な保護を行い、さらに自ら進んでその障害を克服し、社会経済活動に参加することができるように援助することを目的とした手帳。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、交付を受けた方に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳。

精神保健福祉士

精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

た行

地域活動支援センター

障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

地域共生社会（共生社会）

すべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。

地域生活支援事業

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。

千葉県障害者就労事業振興センター

「障害のある人が地域で働き、自立した生活を営める社会」を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害者福祉の向上を図ることを目的として2005年9月に設立されたNPO法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。

チャレンジドオフィスかしわ

一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労にむすびつかない市内障害者を対象に、臨時職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。

特別支援教育

従来「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

な行

内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障害を言う。

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気を言う。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などがあげられる。

日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。

ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会（誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会）を目指し、国が策定した計画。

ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがあたり前（ノーマル）であるという考え方。

は行

発達障害

発達障害の定義は、発達障害者支援法第2条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）とは、職業紹介事業を行う機関で、国が所管しています。無料で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。このほか、ハローワークでは、雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務なども行っています。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的とする就労であり、労働法規が適用されないものを言う。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

フレイル

老化に伴う様々な機能の低下（予備能力の低下）により、疾病発症や身体機能障害に対する脆弱性が増す状態。

ヘルプカード

障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない方などが、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。

補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

ら行

ライフサポートファイル

発達障害がある子どもの行動の特性や発達の記録などの情報を記録するもの。医療・福祉・教育などの関係機関で情報共有を円滑にするためのもの。本市では「柏市サポートファイル」という。

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

療育

心身に障害のある児童（障害児）について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することを言う。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した相談を行うとともに、知的障害者に対する各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳。

レスパイト

「息抜き」「休息」の意味。

ノーマライゼーションかしわプラン

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期柏市障害福祉計画

発行年月：2018年3月

発行：柏市

編集：柏市 保健福祉部 障害福祉課

所在地：〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話：04-7167-1111（代表）

：04-7167-1136（障害福祉課）

F A X：04-7167-0294（障害福祉課）

U R L：<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>

表紙は、地域生活支援拠点を中心とした地域循環ネットワークシステムの構築を目指し、障害の有無に関わらず、みんなで暮らせる共生のまちづくりと7つの柱（基本目標）のイメージを表現しています。